

第10次鳥獣保護事業計画の基本指針の概要

～現行基本指針からの主な変更点について～

注：本資料は、あくまで参考資料ですので、御意見は基本指針（案）本文を対象に提出願います。

鳥獣保護事業の実施に関する基本的事項

第一 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する基本的な考え方

- 鳥獣保護事業は、地域個体群の長期的かつ安定的な存続と生活環境、農林水産業及び生態系への被害の防止という鳥獣保護管理の考え方を基本として実施する。
- 一部の鳥獣による農林水産業や生態系への被害が深刻である一方、地域的に減少又は孤立している地域個体群もみられ、きめ細かい保護管理が求められている。
- 鳥獣保護管理に重要な役割を果たす狩猟者の減少、高齢化が進行するなか、地域における鳥獣保護管理に携わる人材の育成、確保が課題となっている。
- 人と鳥獣の適切な関係を構築するため、個体数管理、生息環境管理、被害防除対策を実施する。そのため、関係主体の役割の明確化、広域的及び地域的な連携、地域に根付いた取組の充実、人材の育成とその活用などを図る。
- 狩猟が個体数管理や農林水産業被害の防止に果たす社会的役割を踏まえ、狩猟者の確保と育成を図る。

第二 鳥獣保護事業のきめ細かな実施

- 鳥獣を希少鳥獣、狩猟鳥獣、外来鳥獣、一般鳥獣に区分し、それぞれの区分ごとに保護管理の考え方を記載する。

希少鳥獣：鳥獣保護区の指定や種の保存法に基づく保護増殖事業の実施により、種及び地域個体群の保存を図る。

狩猟鳥獣：5年ごとに生息状況や被害状況を勘案して対象種を見直す。法第12条に基づく捕獲の禁止・制限措置や特定鳥獣保護管理計画（以下「特定計画」という）制度の活用により地域個体群の保護管理を図る。

外来鳥獣：生態系等へ被害を及ぼすものは、狩猟や有害鳥獣捕獲により被害を防止する。

一般鳥獣：鳥獣保護区や特定計画制度等を活用し、被害の防止と地域個体群の存続を図る。

- 広域的に分布、移動する鳥獣については、関係者が幅広く連携し、広域的な指針を作成して保護管理を図る。分布が孤立している地域個体群にあっては、きめ細かい保護管理を実施する。

- 渡り鳥は国際的な連携のもと、鳥獣保護区の適切な指定を進める。海棲哺乳類は科学的なデータを収集し、必要な保護管理方策を検討して地域個体群の存続を図る。

○自然という不確実な対象を取扱うため、鳥獣保護事業の実施状況についてモニタリングを適切に実施し、その結果を評価することにより、事業へのフィードバックを行う順応的な管理を進める。

第三 特定計画制度の推進

○隣接する都道府県境を越えて広域的に移動する鳥獣にあっては、関係行政機関や関係団体等によって構成される広域協議会により広域保護管理指針（以下「広域指針」という。）を作成し、保護管理の方向性を示す。

○広域協議会には、専門家により構成される科学委員会を設置し、広域指針の作成、実施及び見直しに関する助言を行う。

○国は、全国的な特定計画の実施状況を評価し、必要に応じて特定計画制度や種ごとの特定鳥獣保護管理技術マニュアル等の見直しを行う。

○国は、広域的に保護管理する必要がある地域個体群の輪郭と優先的に広域指針を作成することが適当な地域個体群を示す。

○都道府県又は市町村等は、特定計画との整合を図りつつ、特定計画の実施について年次別、地域別の詳細を定めた実施計画を作成するよう努める。

第四 人材の育成確保

○国は、特定計画の作成、地域における保護管理事業の実施、効果的な捕獲の各段階で必要となる人材や団体を対象とした鳥獣保護管理に関する専門的な人材確保等の仕組みを整備する。

○国及び都道府県は、鳥獣保護管理についての教育を行っている大学等とも連携し、人材の育成、確保に努める。

○国及び都道府県の鳥獣保護行政及び農林水産行政担当職員、鳥獣保護員などを対象として、鳥獣保護管理に関する研修を行うとともに、情報の共有化に努める。

第五 鳥獣保護区の指定及び管理

○国及び都道府県は、鳥獣保護区の環境変化により鳥獣の生息環境が悪化した場合、鳥獣の生息環境の改善を図るための保全事業を行う。

○鳥獣の保護上支障の無い範囲で必要に応じ観察路等の利用施設を整備し、鳥獣に関する環境教育の場として鳥獣保護区を活用する。

第六 狩猟の適正化

○都道府県は、網猟免許とわな猟免許の分離に伴う各々の猟法に応じた専門性の向上、安全の確保、鳥獣保護管理に関する適切な知識、技術の取得のため、免許試験及び更新時講習の充実を図る。

第七 傷病鳥獣の取扱

○国及び都道府県は、それぞれの役割に応じ、鳥獣の野生復帰、環境のモニタリング

- 及び鳥獣保護思想の普及啓発に資するため、傷病鳥獣の効果的な救護を図る。
- 救護個体から得られる化学物質等による汚染や感染症に関する情報を環境のモニタリングに活用する。
- 関係行政機関、民間団体等の各主体が連携協力して傷病鳥獣の収容、治療、リハビリテーション及び野生復帰等の救護体制の整備を図る。

第八 鳥獣への安易な餌付けの防止

- 国及び都道府県は、鳥獣の餌への依存、人身被害や農作物被害等の誘因、生態系や鳥獣保護管理への影響などを引き起こすことがないよう、安易な餌付けを防止するため普及啓発を行う。

第九 國際的取組の推進

- 国は、二国間の渡り鳥保護に関する条約・協定及び東アジア・オーストラリア地域におけるパートナーシップの枠組みに基づき、国際的取組を推進する。
- 国際的な水鳥の生息地の保護の観点から鳥獣保護区に特別保護地区を指定し、ラムサール条約湿地の登録に努める。

第十 人獣共通感染症への対応

- 国及び都道府県は、発生状況等に関する情報収集に努め、必要に応じて鳥獣への感染状況等に関する調査や感染防止対策を実施する。

第十一 関係主体の役割の明確化と連携

- 国は、国指定鳥獣保護区の指定、全国的な鳥獣の生息状況の把握、渡り鳥保護のための国際協力、鳥獣保護管理のための都道府県等への技術的支援等を行う。
- 都道府県は、都道府県指定鳥獣保護区の指定、地域的な鳥獣の生息状況の把握、鳥獣保護管理のための市町村等への技術的支援等を行う。
- 市町村は、条例に基づき、鳥獣保護事業計画のもと、国又は都道府県と連携して鳥獣保護事業を実施する。
- 事業者、市民、民間団体、専門家等も鳥獣保護管理に関する各々の役割を果たす。
- 特定計画の対象となる鳥獣について、過剰な捕獲による地域個体群の絶滅のおそれが生じないよう、都道府県及び市町村等が緊密な連携を図る。

II 鳥獣保護事業計画の作成に関する事項

第一 鳥獣保護事業計画の計画期間

- 平成19年4月1日から平成24年3月31日までとする。

第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項

- 特別保護指定区域については、鳥獣の繁殖期や鳥類の渡来期に限って規制対象期間を定めるなど合理的な対応により、指定の促進を図る。

- 鳥獣による農林業被害等の状況に応じて、休獵区においても特定計画に基づき特定鳥獣の狩猟を行うことができる特例制度の活用を進める。

第三 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項

- 放鳥後の追跡調査を行い、定着率が低い場合にあっては、放鳥事業の見直しを行うとともに、必要に応じて放鳥場所の生息環境の整備や放鳥個体の野生順化など放鳥効果を高めるための取組を行う。

第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

- わなの使用に当たっての新たな許可基準

- ・くくりわなにあっては輪の直径が12cm以内であり締付け防止金具を装着していること
- ・とらばさみにあっては衝撃緩衝器具を装着していること
- ・イノシシ、ニホンジカの捕獲を目的としたくくりわなにあっては、ワイヤーの直径が4mm以上あって、よりもどしを装着していること
- ・クマ類の捕獲を目的とする場合は、はこわなに限ること

- ツキノワグマの生息地域であって錯誤捕獲のおそれがある場合については、脱出口を設けたはこわな等を使用するよう指導する。

- 愛がん飼養を目的とする捕獲はメジロに限り1世帯1羽とする。(ホオジロを削除)

第五 特定獵具使用禁止区域、特定獵具使用制限区域及び獵区に関する事項

- 学校や通学路の周辺、子どもの遊び場となっているような空き地及びその周辺、自然観察路及び野外レクリエーションの対象地でわなによる事故発生のおそれがある区域に特定獵具(わな)使用禁止区域を指定するよう努める。

第六 特定鳥獣保護管理計画の作成に関する事項

- 個体数管理、生息環境管理、被害防除対策のそれぞれについて、できる限り目標を設定し、農林水産行政担当部局や各種地域計画とも連携を図りつつ、保護管理事業を実施する。
- 特定計画に設定された各目標について計画期間中にモニタリングを行い、その結果を踏まえて特定計画を順応的に見直す。
- 特定計画の目標を達成するため必要と認める場合、特定計画の対象区域内の休獵区において特定計画の対象鳥獣を狩猟により捕獲ができる区域を指定する。
- 孤立した狩猟鳥獣の地域個体群による農林業等への被害が生じている場合など個体数管理に特に配慮が必要な場合、当該狩猟鳥獣の捕獲につき予め都道府県知事の承認を受けるべき旨の制限を行い、特定計画と併用して適切な地域個体群の保護管理を図る。

第七 鳥獣の生息の状況の調査に関する事項

○必要に応じ、クマ類の捕獲後の処置方法等について情報の収集に努める。

第八 鳥獣保護事業に関する普及啓発に関する事項

○安易な餌付けの防止のための普及啓発を行う。

第九 鳥獣保護事業の実施体制に関する事項

○研修等を通じ、鳥獣保護管理を担当する職員の専門的知識の向上を図る。

○鳥獣保護員は、市町村合併前の市町村数と同規模の人数や配置あるいは他の指導員制度との併任等による専門性の高い常勤的な鳥獣保護員の人数や配置、公募による採用など、地域の実情に応じた総数の確保と配置を行う。

○鳥獣保護管理の担い手や狩猟者の確保及び育成を図るため、専門的な人材確保等の仕組みを積極的に活用する。

○違法に設置された疑いのあるわな等については、司法警察員により、捜査に関する所定の手続きを踏まえた上で領置を行う。

○鳥獣保護事業の財源として、狩猟税の趣旨を踏まえ、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する行政の実施に対し、効果的な支出を図る。

第十 その他鳥獣保護事業の実施のために必要な事項

○わなについてでは、適切な設置方法の周知啓発を図るほか、設置者に対し定期的な見回りの励行を指導するとともに、錯誤捕獲個体の放棄を円滑に進められるよう地域住民との緊密な連携を図る。

○傷病鳥獣については、鳥獣保護センター等を中心として、市町村、獣医師（団体）、動物園及び自然保護団体等と連携しながら、救護活動に対するネットワーク体制を整備し、収容、治療、リハビリテーション及び野生復帰に努める。

○人獣共通感染症が発生した場合に備えて、国や都道府県内の関係機関との連絡体制、鳥獣に関する検査体制、住民等への情報提供の体制を整備する。